

内閣総理大臣が日本学術会議会員について任命を拒否したことに強く抗議し、任命されなかった6名をすみやかに任命することを求める会長声明

- 1 菅義偉内閣総理大臣は、令和2年10月1日から任期が開始される日本学術会議の会員について、同会議が推薦した候補のうち6名を任命しなかった。
- 2 日本学術会議は、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命」とする「科学者の内外に対する代表機関として」設立され、政府から「独立して」政策提言等を行う機関である（日本学術会議法前文、2条、3条）。同会議は210名の会員で構成され、その会員の選考にあたっては、同会議において「優れた研究または業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、・・・内閣総理大臣に推薦するもの」とされ、内閣総理大臣はその「推薦に基づいて」会員を任命すると定めている（同法17条、7条2項）。
- 3 日本学術会議の会員の選任手続は、当初科学者による公選制であったが、昭和58年の法改正により、現在の推薦に基づく内閣総理大臣の任命という形式に改められた。同改正の際、政府は、国会の委員会答弁において、「学会の方から推薦をしていただいた者は拒否はしない、そのとおりの形だけの任命をしていく、・・・政府が干渉したり中傷したり、そういうものではない」（昭和58年11月24日参議院文教委員会 丹羽兵助国務大臣・総理府総務長官）と日本学術会議からの推薦を尊重する旨答弁していた。さらに、参議院文教委員会においては、「なお、内閣総理大臣が会員の任命をする際には、日本学術会議側の推薦に基づくという法の趣旨を踏まえて行うこと」との附帯決議も附していた。
- 4 このような立法経過を経た内閣総理大臣による任命制については、今回の任命拒否まで、日本学術会議が正式に推薦した会員候補を内閣総理大臣が拒否した例はなかった。そもそも選考基準である「優れた研究または業績」は、高度に専門的なものであるため、内閣総理大臣が日本学術会議よりも的確な判断ができるとは考え難いことから、そのような厳格な運用がされてきたものである。さらにいえば、内閣総理大臣は、「会員から・・・辞職の申出があつ」ても「日本学術会議の同意」がなければ、辞職を承認できず（法25条）、また、「会員に会員として不適当な行為があるとき」でも「日本学術会議の申出に基づ」かなければ、会員を退職させることができない（法26条）とされていること等に照らすと会員の人事に関する実質的判断は、日本学術会議に委ねられていると解釈するのが自然である。

上記のような日本学術会議法の規定や政府答弁等からすれば、内閣総理大臣の任命は形式的な行為であり、内閣総理大臣は、特段の合理的理由がない限り、日本学術会議が推薦した候補者を会員として任命しなければならないものである。
- 5 このたび内閣総理大臣によって初めて任命が拒否されたが、政府は、その理由について「総合的、俯瞰的観点」、「多様性」などといった抽象的な理由を述べるのみで、具体的な理由を明らかにしていない。

なお、政府は、公務員の選定罷免権が国民固有の権利である（憲法15条1

項) ことを理由に今回の任命拒否は正当であるなどとしている。しかし、憲法 15 条 1 項は、国民主権の一般的、抽象的な理念を掲げたものにすぎず、内閣がこの規定を理由に任命を拒否できるとするのは、恣意的な法解釈といわざるを得ない。また、日本学術会議が公金で運営されていることを理由に内閣総理大臣の実質的な任命権を肯定する見解もみられるが、これは、まさに学術研究活動への政府の過剰介入を許す議論であり、学問の自由を定めた憲法 23 条の趣旨や政府からの独立性を定めた日本学術会議法に反するものであり認められない。

6 報道によれば、今回任命を拒否された候補者は、特定秘密保護法案、安全保障関連法案、組織犯罪処罰法改正案等に批判的な意見を表明するなどしていた。

仮に、今回の任命拒否の理由が、政府に対する批判的な意見表明を行った者を日本学術会議から排除することにあるとすれば、当該候補者及び日本学術会議に対する不当な圧力であり、憲法 23 条の保障する学問の自由の侵害につながりかねない。

また、このような政府による圧力は、学問的見解または学問的良心に基づく自由な意見表明を差し控えさせ、政府に対する批判的な意見表明を萎縮させるおそれがある。もし現実に意見表明が萎縮することがあれば、民主主義社会にとって大きな損失であるばかりか言論による軌道修正をしにくくするという意味で大変危険である。

7 日本は、戦前、天皇機関説事件、滝川事件など、政府の意向に沿わない学問的見解を有する学者が政府によって弾圧され、自由な学問研究が阻害された苦い歴史がある。

日本国憲法は、このように学問の自由ないし学説の内容が直接国家権力によって侵害された歴史を踏まえて、学問の自由を保障した。そして、憲法 23 条が研究者個人の思想信条の自由(憲法 19 条)や表現の自由(憲法 21 条)とは別に学問の自由を特に保障した趣旨は、学問が真理の探究にかかわり、人類の発展に重要な役割を持つものでありながら、政治権力による干渉の対象になりやすいことに鑑み、研究者個人の学問の自由のみならず、学問研究の主要な担い手である大学等の学術機関や各分野の研究者集団の自律、自治を保障するところにある。

このような憲法 23 条の趣旨やその趣旨に沿った日本学術会議法の規定に照らすと、日本学術会議には、日本の学術研究者の代表機関として、政府からの強い自主性や独立性が担保されなければならない、内閣総理大臣が、特段の合理的理由を示すことなく、日本学術会議が推薦した候補者 6 名を任命しなかったことは、日本学術会議法 7 条 2 項及び 17 条に違反するものである。

8 そこで、当会は、内閣総理大臣に対し、今回の任命拒否に強く抗議し、任命されなかった 6 名をすみやかに任命するよう求める。

令和 2 年 12 月 1 日

徳島弁護士会  
会長 志 摩 恭 臣